

議案第40号

世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 利用料金の額を改定するとともに、料金区分を変更する必要があるので、
本案を提出する。

世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例

世田谷区立総合運動場条例（昭和41年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表1」を「別表第1」に改める。

第5条第1項及び第16条第2項中「別表2」を「別表第2」に改める。

別表1を別表第1とする。

別表2の1の部体育館（トレーニングルームを除く。）・洋弓場の款から水泳場の款までを次のように改める。

体育館・洋弓場（団体）

種別		区分	単位時間等及び利用料金			
			規則で定める単位時間		全日	
			1時間につき		午前9時から午後9時まで	
			平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
体育館	主競技場		5,720円	6,850円	58,990円	70,760円
	第1武道場（畳）		720円	810円	7,020円	8,330円
	第2武道場（床）		720円	810円	7,020円	8,330円
	弓道場		720円	810円	7,020円	8,330円
	エア－ライフ場		890円	1,050円	8,810円	10,450円
	体育室		720円	810円	7,020円	8,330円
	会議室兼軽運動室		560円	640円	5,390円	6,360円
洋弓場			890円	1,050円	8,810円	10,450円

体育館・洋弓場（個人）

種別		区分	単位時間	利用料金							
				平日				日曜日、土曜日及び休日			
				大人	高齢者（65歳以上）	子ども（18歳以下）	障害者	大人	高齢者（65歳以上）	子ども（18歳以下）	障害者
体育館	第1武道場（		1時間以内	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円

	畳)								
	第2 武道場（ 床）	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	弓道場	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	エア ーラ イフ ル場	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	体育 室	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	会議 室兼 軽運 動室	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円
	トレ ーニ ング ルー ム	2時 間以 内	590円	180円	180円	180円	590円	180円	180円
		1時 間以 内	290円	90円	90円	90円	290円	90円	90円
	洋弓場	1時 間以 内	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円

水泳場

種別	区分	団体		個人	
		単位時間	利用料金	単位時間	利用料金
水泳場	1コース2時間 以内	50メートルプール にあっては10,6 20円、25メー トルプールにあっては 7,080円	6月から9月ま での間にあって は2時間以内、 10月から5月 までの間にあつ ては1回	大人	590円
				高齢者（65歳以上）	180円
				子ども（18歳以下（幼 児を除く。））	180円
				幼児	無料
				障害者	180円
				障害者（18歳以下に限	無料

				る。)	
				障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料
			1時間以内	大人	290円
				高齢者（65歳以上）	90円
				子ども（18歳以下（幼児を除く。））	90円
				幼児	無料
				障害者	90円
				障害者（18歳以下に限る。）	無料
				障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料

別表2の1の部庭球場・野球場の款庭球場の項中「1,440円」を「1,540円」に、「1,720円」を「1,840円」に改め、同款野球場の項中「2,010円」を「2,280円」に、「2,370円」を「2,680円」に改め、同部陸上競技場の款を次のように改める。

陸上競技場

区分 種別	団体				個人		
	単位時間等及び利用料金				単位時間等及び利用料金		
	規則で定める単位時間		全日		規則で定める単位時間		
	1時間につき		午前9時から午後5時まで		1時間につき		
	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	使用者	平日	日曜日、土曜日及び休日
陸上競技場	6,440円	7,670円	44,120円	52,940円	大人	150円	180円
					高齢者（65歳以上）	50円	60円
					子ども（18歳以下）	50円	60円
					障害者	50円	60円

別表2の1の部附帯設備の款夜間照明の項中「820円」を「930円」に、「3,300円」を「3,740円」に、「2,470円」を「2,800円」に改め、

同款電子計測器の項中「3,000円」を「3,400円」に改め、同部駐車場の款中「30分」を「20分」に改め、同部備考第2号中「130円」を「150円」に、「高齢者、小人」を「高齢者（65歳以上の者をいう。）、子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。）」に、「小・中学生」を「18歳以下の者」に、「40円」を「50円」に改め、同表2の部サッカー場等の款サッカー場の項から少年野球場の項までの規定中「930円」を「1,050円」に、「1,090円」を「1,230円」に改め、同部駐車場の款中「30分」を「20分」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。